

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成27年1月13日		
(宛先) 京都府知事		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒100-8310 東京都千代田区二丁目7番3号		三菱電機株式会社 執行役社長 横山 正樹 電話 03-3218-2111(代表)			

主たる業種	情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機、テレビジョン受信機製造)					細分類番号	3 0 1 4
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則	
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、平成26年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	京都製作所長を統括責任者、製造管理部長を統括管理者とし、京都地区EMS推進体制にてこれを実行する。 (EMS: ISO14004:2004・JIS Q14001:2004、登録日'98-6-22)						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(23~25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	15,174.0トン	14,089.7トン	15,785.9トン	16,299.9トン	1.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,174.0トン	10,089.7トン	11,785.9トン	11,744.6トン	-26.2 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	H27年度に新事業製品の製造ライン拡大により以降増量計画の為排出量が増加。 空調(業務用エアコン)、LED照明の最新の高効率機器への切替と、生産性向上、省エネ活動により排出量を抑制する。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(年間生産高)	4.76	7.53	7.56	6.97	53.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	京都地区全体の総排出量を生産高で除した値である。新規事業製品の製造ライン拡大のため一旦増加するが、第3年度目に原単位の改善を図る。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	88.0 パーセント	88.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	老朽化エアコン設備・高効率エアコンへの更新、機器の適正な運転管理					
	(27)年度	トランクエアコンへの更新、機器の適正な運転管理等					
	(28)年度	高効率照明拡大、機器の適正な運転管理、太陽光発電の増設検討等					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	従業員の通勤は公共交通機関の利用を前提としており、マイカー通勤者は構外の有料駐車場を自己負担で使用させている。					
	上記の措置を採用する理由	会社はマイカー通勤は奨励せず、費用面で使用を控えるような措置をしている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	近隣の竹林整備ボランティアに参画。「夏至」及び「七夕の日」の広告塔ライトダウンを実施。製作所内の緑化維持管理を計画的に実施している。						
特記事項	1. 第二計画期間に継り越す超過削減量(12,555.3t-CO <sub>2</sub> )を、26年度の排出量から4,000t-CO <sub>2</sub> 、27年度の排出量から4,000t-CO <sub>2</sub> 、28年度の排出量から4,555.3t-CO <sub>2</sub> 差し引いて記載。 2. 25年度に太陽光発電パネルの増産及び新規事業の生産増加により排出量が増加し、26年度以後も継続するため、基準年度の「評価対象となる排出の量」は25年度実績排出量とした。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「削減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。